



2022年 7月 9日
第 5 号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



え!?!過半数代表者選が延期!?!

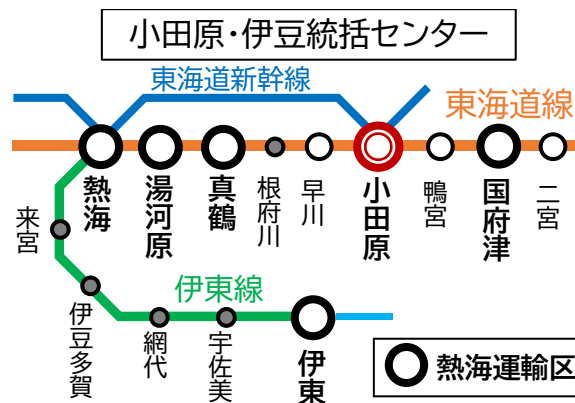
「過半数代表者」は会社が選べない! 違法状態が長く続くことに!

7月1日に小田原・伊豆統括センターが発足したことに伴い、センター内の各職場で行われている過半数代表者選出手続きが「一旦延期」になったとのこと。理由は「公平性を確認している」とのことですが、公平性を欠くような事象があったのでしょうか?

小田原・伊豆統括センター内には、もともとの7つの職場にそれぞれの職場で信任された「過半数代表者」が7人存在します。

それが統括センター発足後は一つの職場とみなしているため、7つの職場で働く全労働者の過半数の信任を受けなければなりません。しかし、新たに信任されるまでは、拠点職場である小田原駅の過半数代表者が暫定的にその任務を務めるとするのが会社の見解です。「過半数代表者」を会社が勝手に決めることは禁止されていますので、これには労働基準監督署も「問題」として指摘をしています。

小田原・伊豆統括センターの過半数代表者選出手続きが「一旦延期」されることで、暫定期間が延長されるのであれば、7つの職場の全労働者の半数から信任されていない、違法状態が長く続くことになり。会社はこれをどう説明するのでしょうか?



労働基準法施行規則第6条の2をご存じですか?

「労働基準法施行規則」第6条の2の第1項に「過半数代表者」は次の2つのことからのいずれにも該当する者として明確化されています。

1. 法第41条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。
2. 法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

ちょっとわかりにくいですが、要するに「現場長はなれませんか」「何のための過半数代表者なのか明らかにして選びなさいよ」「民主的な手続きで公正・公平に選びなさいよ」「会社の意向が入った人はダメですよ」と言っています。例えば、社友会の幹事を民主的な手続きを経ずそのまま過半数代表者にするようなことはあってはなりません。ですから、現場長が社友会の幹事に推薦文を依頼するようなことがあつては、公正・公平で民主的な手続きとは言えませんよね!



「過半数代表者」は働く者の立場で、公正・公平に選出しよう!